

## ●実施方法・参加方法

- ◆市町村社協及び施設経営法人は、公益活動の実施に当たり、相互に協力して事業に取り組むものとし、
- ◆事業実施の範囲は、原則市町村を単位としますが、複数の市町村においての公益活動の実施も対象とします。
- ◆市町村社協と施設経営法人は、公益活動を実施する際は幹事法人を選定します。
- ◆公益活動の趣旨に賛同する社会福祉法人は所定の参画申請書を県経営協に提出し、拠出金を負担するものとし、
- ◆集まった拠出金は実績に応じ、社会福祉法人・市町村社協に配分します。

### 《活動を支える拠出金》

公益活動の実施に要する経費は、社会福祉法人からの拠出金やその他の資金をもって充てるものとし、社会福祉法人からの拠出金については、年額をもって定め、その基準は別表のとおりとします。

別表：拠出金額

| No. | 施設経営法人及び市町村社協の規模                      | 年額（1口）    |
|-----|---------------------------------------|-----------|
| 1   | 前年度資金収支計算書における事業活動収入の額が5億円未満の法人       | 5,000円以上  |
| 2   | 前年度資金収支計算書における事業活動収入の額が5億円以上10億円未満の法人 | 10,000円以上 |
| 3   | 前年度資金収支計算書における事業活動収入の額が10億円を超える法人     | 25,000円以上 |

## オール秋田の社会福祉法人が連携し地域を支える取組み

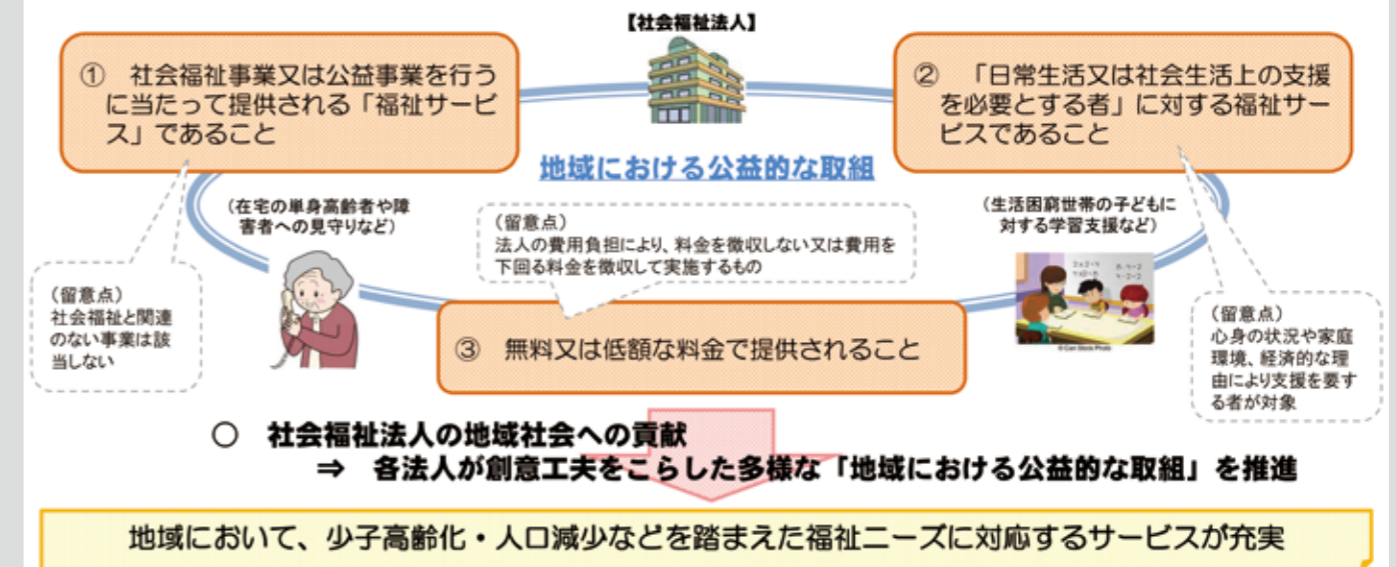
# 秋田県地域公益活動事業

### 地域における公益的な取組について

○平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)  
第24条(略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。



(厚生労働省ホームページから)

## 秋田県社会福祉法人経営者協議会 地域公益活動推進委員会

「地域公益活動推進委員会」は、次の団体から委員が選出されています。

- ・秋田県老人福祉施設協議会
- ・秋田県知的障害者福祉協会
- ・秋田県社会就労センター協議会
- ・秋田県児童養護施設協議会
- ・秋田県保育協議会
- ・秋田県母子福祉協議会
- ・市町村社会福祉協議会連絡協議会

実施主体  
問合せ先

### 秋田県社会福祉法人経営者協議会

(秋田県社会福祉協議会内)  
〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館 5階  
Tel 018-864-2707 Fax 018-864-2877 [E-mail] shisetsu@akitakenshakyō.or.jp

平成30年1月23日の通知改正「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0123第1号)」により、「地域における公益的な取組」の解釈の明確化が図られました。

・無料または低額な料金を提供されることは基本としつつも、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても対象に含められることとなりました。

参考「社会福祉法人・福祉施設の『地域における公益的な取組』の発信率100%へ」全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会作成リーフレット

# 秋田県地域公益活動事業 に参画しませんか？

平成28年4月1日施行の改正社会福祉法において、「地域における公益的な取組」の実施が社会福祉法人の責務として位置づけられました。

このような状況を踏まえ、県経営協の令和元年度の総会で、県経営協・県社協・各市町村の社会福祉法人・市町村社協の四方が連携し、公益活動をするを全会一致で決定しました。

## ●活動内容

市町村社協及び施設経営法人は、次に掲げる活動を参考に、市町村社協及び施設経営法人間で協議のうえ、協働し公益活動を実施します。

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| (1) 総合相談事業    | (5) 福祉教育・福祉人材確保事業       |
| (2) 生活困窮者支援事業 | (6) 災害対応支援事業            |
| (3) 引きこもり支援事業 | (7) その他制度の狭間の課題解決のための事業 |
| (4) 要介護者等支援事業 |                         |

### 公益的な取組み活動例

社会福祉法人・福祉施設の持つ専門性やノウハウを活用した多様な取組が各地で進められています。まずはできることから始めてみませんか。

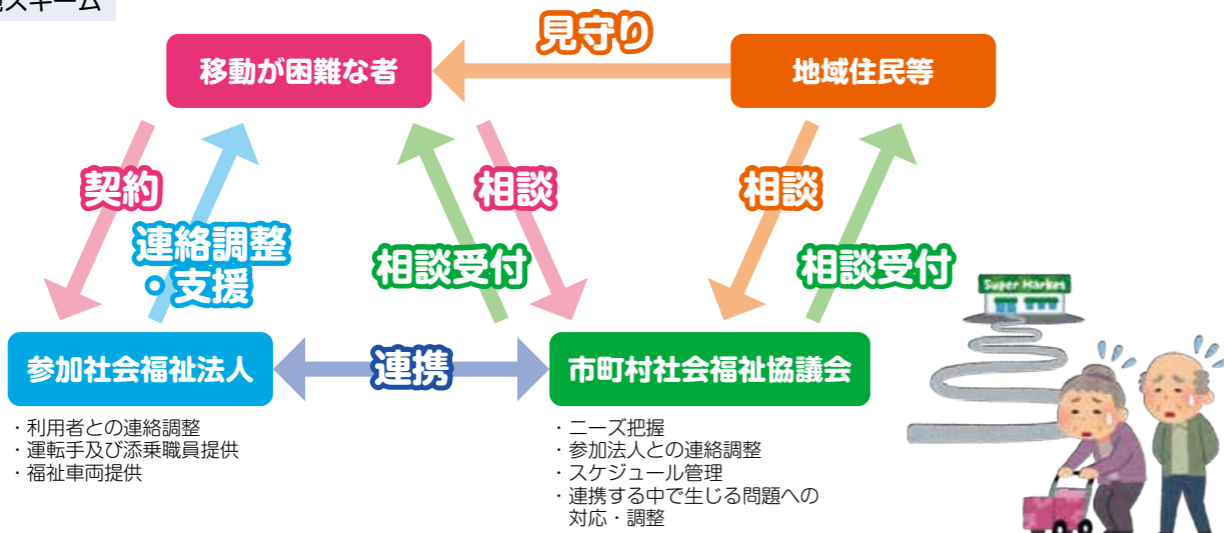
- |   |  |
|---|--|
| ◆ 住民の居場所（サロン）、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組 | ◆ 行事やバザーの開催や環境美化活動、除雪支援、防犯活動（間接的に社会福祉の向上に資する取組の場合） |
| ◆ 住民ボランティアの育成                                 | ◆ 住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会 等                    |
| ◆ 災害時に備えた地域コミュニティづくり                          |  |

### 複数法人連携による公益的な取組み事例

複数の社会福祉法人が連携し取組むことで、社会福祉法人側に無理のない継続したサービスを目指します。

## 取組事例① 通院や買い物支援

事業実施スキーム



## 取組事例② 介護予防等を目的としたサロン活動の実施

事業実施スキーム



## 取組事例③ 学習支援や子ども食堂の実施

事業実施スキーム



参考：子ども食堂の輪！全国ツアー公式パンフレット

## 取組事例④ 要支援者への生活支援・除雪

事業実施スキーム

